

令和 6 年度

第7回 第一農地部会定例会議事録

令和6年10月31日（木）

上越市市民プラザ 2階 第2会議室

令和6年度第7回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年10月31日(木) 午後3時

場所 上越市市民プラザ 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
22番 飯塚	23番 佐藤	24番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	高島	笠原	荻原
白滝	横田	平野	清水
野村	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

欠席なし

(2) 農地利用最適化推進委員

小林 上原

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 綿貫	15番 牧繪
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

2 会 議

議長	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。 <資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 2 番 綿貫委員、議席番号 1 5 番 牧繪委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の綿貫委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。 報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 232 番から 338 番までの 107 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらはすべて、機構活用型圃場整備事業の中間管理権の設定に伴う解約であります。 一部、機構との解約も含まれていますがこちらは終期が喫緊のため、一旦合意解約し、新たに設定するものであります。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 107 件を承認します。
議長	<報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 110 番から番号 121 番までの 12 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 22 頁をご覧ください。 報告第 2 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「建売住宅」5 件、「一般個人住宅」3 件、「現場事務所及び駐車場、資材置場」1 件、「駐車場」1 件、「敷地拡張」1 件、「カーポート」1 件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
白滝委員	受人は長岡市に在住していますが、どのような取り扱いになりますか。
中村主任	隣接している空き屋を購入し、そこに移住するため隣接している農地を購入し、その一部を個人住宅用敷地として使用するものです。
議長	そのほか、意見質問ありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 12 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」>
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 24 番から 26 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは 23 頁をご覧ください。 議案第 1 号は、農地の権利移動の許可についてです。

秋山	別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 順に概略を説明します。 番号24番は、譲渡人が県外在住により休耕していましたが、隣接に居住する譲受人が畑として利用するため所有権移転するものです。 全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号25番です。 譲渡人が労力不足により手離したい農地を、隣接地で事業所を営む譲受人が農地として管理・利用するため所有権移転するものです。 こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号26番です。 こちらは遠方に居住する譲渡人が管理できず休耕していましたが、隣接に居住する譲受人が畑として利用するため所有権移転するものです。 全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：牧繪委員、荻原委員、笠原委員 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	＜議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」＞ 次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」番号20番から22番の3件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは24頁をご覧ください。 番号20番は、大字中々村新田地内の農地に、「農家住宅」を建設するものです。 25頁に位置図、26頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

議長	譲受人は、市内のアパートに居住していましたが、子供が成長し、生活スペースが手狭になったことから、申請農地を使用貸借し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和7年5月31日、土地利用計画は、住宅1棟、申請面積412㎡、所要面積が844㎡（田412㎡、原野432㎡）建築面積130.01㎡で建ぺい率は15.40%となり、基準の22%を満たしませんが、原野に既存倉庫が建設されていることと、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。 都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であります。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 番号21番は、大字木島地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 27頁に位置図、28頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していましたが、世帯員の増加と今後の生活のため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和7年4月30日、土地利用計画は、住宅1棟、申請面積490㎡、所要面積が490㎡（田490㎡）建築面積120.11㎡で建ぺい率は24.51%で基準を満たしています。 都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 番号22番は、大字荒町地内の農地に、「駐車場」を整備するものです。 29頁に位置図、30頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、レンタカー事業を営んでいるが、事業拡大により駐車場が不足したことから、申請農地を貸借し、駐車場を整備するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。 現状のまま利用するため工事は不要、土地利用計画は、駐車場で申請面積405㎡、所要面積が405㎡（田405㎡）。 都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないので、採決に入ります。
----	--

議長	議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件、貸借権設定 2 件を上程します。
(事務局)	はじめに、所有権移転、番号 433 番、434 番について事務局の説明を求めます。
秋山	それでは、14 頁をご覧ください。 こちら基盤強化法相対による所有権移転 2 件です。 こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 番号 433 番については、受人に所有権移転後、自らが構成員である生産組合に賃貸借するものであります。 関連は次の一括方式 No.70 番です。 番号 434 番については、対価が 0 円ではありますが契約者が親族関係であるということで 0 円となっています。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
白滝委員	経営面積について、ここに明記されている数字の意味合いを確認したいのですが。
秋山次長	質問の趣旨は、動く前なのか後なのか、ということと理解しましたが、システム上の処理でどのような意味合いの数字がここに搭載されるか次回の部会までに確認します。
議長	そのほか、意見質問ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定、番号 431 番、432 番の 2 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山	それでは、32 頁をご覧ください。 番号 431 番、432 番であります、こちら契約期間満了により、従前の契約を継続更新する再設定でございます。 設定期間は 10 年です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 57 番から 105 番の 49 件を上程します。 はじめに、牧繪委員関連の 40 頁、番号 91 番を除く 48 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、はじめ牧繪委員関連の番号 91 番を除く 48 件について説明します。 頁は 33 頁から 43 頁をご覧ください。 こちらの案件は、合意解約でもありましたとおり、全ての案件につきまして、機構活用型圃場整備事業の中間管理権の設定であります。 対象農地は、44 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないので、次に、牧繪委員関連の番号 91 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する牧繪委員は、退席をお願いします。 (牧繪委員 退席)
議長 (事務局) 秋山	それでは事務局の説明を求めます。 それでは、牧繪委員関連の 91 番でございます。 ページは 40 頁をご覧ください。 こちら先ほどと同様、機構活用型圃場整備事業の中間管理権の設定であります。対象農地は、108、109 ページの「対象農用地等リスト」番号 91 番に記載のとおりです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、牧繪委員関連の番号 91 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、牧繪委員の退席を解除します。 (牧繪委員 復席)
議長	牧繪委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。

議長 (中郷区) 丸山 議長 議長 議長 議長 (板倉区)	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 (中郷区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 4 件を上程します。 貸借権設定、番号 7147 番から番号 7150 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。 1 頁の貸借権設定、番号 7147 番から 7150 番の 4 件について説明します。 4 件とも、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続きこれまでの借り手が耕作を行うものです。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7508 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。 1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7508 番の 1 件を説明します。
--	--

宮尾	別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7508 番は、高齢で区外に居住し、日常の管理が出来ない地主の要望により、隣接する譲受人が家庭菜園として耕作するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	現地確認いただいた板倉区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。 野村委員をお願いします。
板倉区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 7501 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	2 頁をご覧ください。 番号 7501 番は、針地内の農地に「車庫を設置するため」に転用するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 転用目的として、申請人は塗装業を営んでおり、今まで車庫を車両と資材置き場として併用使用していたが、資材の増加により手狭となり、新たに車両を駐車するスペースが必要となったため、車庫を建築するものです。

議長	申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第２種に該当し、転用可能です。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第２号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定２件を上程します。 番号 7586 番から 7587 番の２件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	５頁の貸借権設定、番号 7586 番から 7587 番の２件について説明します。 ２件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。

議長	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 1 件を上程いたします。
(板倉区) 宮尾	6 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 7537 番について説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	（清里区駐在室分の議案） <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 8116 番から 8119 番の 4 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(清里区)	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8116 番から 8119 番の 4 件の届出書を受理しましたので報告します。

中条	受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、8116 番から 8118 番が賃借人に売買するもの、8119 番が休耕です。 8119 番の耕地は山間地にあり、水利もすこぶる悪く今後の耕作は不可能との判断で、休耕も致し方ないものと判断いたしました。 関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件を上程します。 番号 8140 番について事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	2 頁をご覧ください。 所有権移転 1 件について説明します。 これまで賃貸借契約していた農地を、経営を拡大している耕作者へ、売却することとなったものです。 先ほどの報告第 1 号案件でございます。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 1 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。

	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	(名立区駐在室分の議案)
議長	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9507番の1件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9507番の1件の届出書を受理しましたので、報告します。 受理した1件は、合意による解約です。 法律改正により制度が見直されるためであり、改めて新規に貸借権設定をするものです。関連案件は、備考欄に記載しております。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を上程します。 貸借権設定、番号9558番と番号9559番の2件について、事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	2頁の貸借権設定、番号9558番と9559番の2件について説明します。 番号9558番は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。 番号9559番は、先程説明した合意解約の案件で、法律改正により制度が見直されるため一旦解約した後、改めて新規に貸借権設定を行うものです。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。